

総務政策委員会会議録

招 集

令和5年3月14日（火）午前10時 議場

出席委員（9名）

（委員長）岡 田 啓 介 （副委員長）今 城 雅 子
伊 藤 ひろえ 稲 田 清 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文
松 田 真 哉 森 田 悟 史 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 長谷川議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 岩崎議員 大下議員 門脇議員 田村議員 塚田議員 津田議員
戸田議員 錦織議員 西野議員 又野議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員
報道機関 3社 一般2名

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】永瀬部長 辻統括調整監 佐小田防災安全監

[秘書広報課] 角課長 幸本シティプロモーション推進室長

[総務管財課] 松本課長 横木情報公開担当課長補佐

[防災安全課] 大野原課長 田中課長補佐兼危機管理室長

[調査課] 足立課長 宇山課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 泉原担当課長補佐

[職員課] 伊藤課長 楠課長補佐兼人事担当課長補佐

[財政課] 長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員 岩永係長

[契約検査課] 福田課長

[選挙管理委員会事務局] 足立局長

【総合政策部】八幡部長 河田人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 堀口次長兼課長 宇津宮広域行政推進室長 上場総合戦略室係長

[まちづくり企画課] 川本課長 藤堂まちづくり企画担当課長補佐

[都市創造課] 相野課長 赤井課長補佐兼都市政策担当課長補佐
石原都市計画担当課長補佐 岸本都市計画担当係長

[交通政策課] 倉本課長 山根課長補佐 石上係長

[情報政策課] 最上課長

[地域振興課] 毛利課長

[男女共同参画推進課] 長谷川課長 舟木課長補佐

【都市整備部】

[都市整備課] 北村課長

【淀江振興本部・淀江支所】中久喜本部長兼支所長

[淀江振興課] 山浦次長兼課長 山川課長補佐兼振興担当課長補佐

[地域生活課] 小乾課長

審査事件及び結果

- 議案第 4 号 米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について [原案可決]
議案第 5 号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について [原案可決]
議案第 6 号 米子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第 7 号 米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第 8 号 米子市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第 9 号 米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第 10 号 米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例の制定について [原案可決]
陳情第 20 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書 [不採択]
陳情第 22 号 平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡大増税に反対する陳情 [不採択]

報告案件

- ・米子市立地適正化計画（案）について [総合政策部]
- ・郊外における土地利用の規制緩和について（公民館周辺型地区計画） [総合政策部]
- ・だんだん広場の管理移管について [総合政策部]
- ・米子市地域公共交通計画（最終案）について [総合政策部]
- ・第 4 次米子市男女共同参画推進計画の策定について（報告） [総合政策部]
- ・デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「マイナンバーカード利用横展開事例創出型」採択について [総合政策部]

~~~~~

## 午前 10 時 00 分 開会

○岡田委員長 それでは、ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

本日は、9 日の本会議で当委員会に付託されました議案 7 件及び陳情 2 件について審査するとともに、6 件の報告を受けたいと思います。

初めに、陳情の審査から行います。

陳情第 22 号、平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡大増税に反対する陳情を議題といたします。

参考人として、本陳情の提出団体から山本喜一様と渡辺紀子様にお越しいただいております。

それでは、初めに、陳情第 22 号につきまして、山本様に御説明をいただきたいと思っております。

説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。

発言される際は、着席したままで構いません。

では、山本様、お願いいたします。

**○山本氏（参考人）** 先ほど紹介いただきました、革新懇の代表世話人の一人であります山本喜一であります。私は、このような陳情書を提出するに至った理由について、別途事前にお配りしております資料にも触れながら、順次説明していきたいと思っております。

政府は昨年来、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力調整計画の、いわゆる安保関連3文書と言われる重要文書の改定を、国会で議論することもなしに閣議決定してしまいました。提出しております資料1枚目、ナンバー1と、それから3枚目の図2を御覧ください。ここには敵基地攻撃のイメージ、それから沖縄本島から、ページ左側のほうにあります各種長距離ミサイルを発射した場合の、左側のほうにあります各種長距離ミサイルを発射した場合の飛び方とか射程を示した図、さらには、3枚目になりますけれども、図3、3月7日赤旗って書いてある部分について若干説明させていただきます。

この改定安保関連3文書によって、日本は、専守防衛どころか、先制攻撃を可能とする敵基地攻撃能力を保有することで、日本が他国にとって脅威の存在となり、軍拡競争を加熱させることは明らかだというふうに考えております。

ここでちょっと脇にそれるかもしれませんが、政府は、私が先ほど申し上げました敵基地攻撃能力のことを反撃能力というふうに言っております。これは全くのごまかしでありまして、先制攻撃が可能ということが国民に知られるのを恐れて、反撃能力と言い換えているのです。ですけれども、中身は全く敵基地攻撃能力と変わらないということなんですね。メディアは、政府が反撃能力と言うものですから、そのことを知りながら、反撃能力、反撃能力ということで報道しているわけでございます。

ということで、話、元に戻します。さて、この敵基地攻撃能力の保有は、2015年の安保法制での戦争する国づくりを事実上実践するものであって、またこれまでの政府見解を180度転換するものでもあり、専守防衛という日本国憲法の本旨といたしますか、これを踏みにじる憲法違反であるということも厳しく指摘しておきたいと思っております。

それから、3枚目の右半分、先ほど言いました3月3日赤旗というところをちょっと見ていただくと分かるんですけども、これは基地強靱化対象地区一覧なんですけど、中四国防衛局というところを見ていただきますと、そこに陸自米子駐屯地、最初に出てきます米子、陸上自衛隊米子駐屯地のことだと思います。それから、中ほどに空自美保基地とありますが、これは航空自衛隊美保基地のことだと思います。最後のほうに、機関として美保通信所というのが載っております。このうち航空自衛隊美保基地は米子空港と共用であり、さらに米軍の使用可能基地でもあります。敵基地攻撃が行われれば、市民が巻き添えになることは明らかです。先ほどから申し上げておりますように、敵基地攻撃能力というのは、相手が攻撃してくる前にそれを察知してたたくということですので、そういうことが行われれば当然相手からの反撃が来るわけでありまして、既に美保基地には米軍のKC-46A空中給油機などが配備されています。そういうことで、敵基地攻撃能力を実際に使うということになれば、この周辺地域は市民が大きな巻き添えを食うということになります。

それで、つい最近のことですけれども、岸田首相は国会の中で、自衛隊は米軍指揮下にあるということも答弁しております。これも非常に重大な発言であるということですね、敵基地攻撃能力を実際に使うよということだと思います。

政府は専守防衛に徹し、他国に脅威を与える軍事大国にならないと盛んに言うんですけども、お配りした資料2枚目の図の1から3を御覧ください。政府は、軍事費について、23年度から27年度までの5年間の総額を43兆円としております。27年度にはGDP比で2%、現在の約2倍、10兆円程度にするとしております。5年間で43兆円もの軍事費をどのようにして捻出するのでしょうか。

今、政府がやろうとしているのは、暮らし破壊の大増税と国債の発行です。しかも、それを日銀に買い取らせている。これはつけを後世に回すということになりかねないというよりも、そうならざるを得ないと、このようなやり方ではですね。こんなことをやっている国は先進国では日本だけです。今でも不十分な教育費や社会保障費はさらに減らされていくでしょう。その一方で、アメリカからトマホークミサイル400発の爆買いに2,000億円を投入するとしています。専守防衛を建前にしている日本には不要な攻撃用の兵器です。

憲法9条を持つ国として今行うべきことは、戦争の準備ではなく、対話と外交によって戦争を避ける努力です。それこそ政治の責任だと私は思っております。この国の在り方を根本から覆し、暮らしを壊す大軍拡を国会で議論もせず閣議決定で進めたことは、民主主義、立憲主義に反する行為であり、断じて容認できません。民主主義、立憲主義を守り、市民の命と暮らしを守るため、2月21日付で提出した、送付先を含む別紙意見書に沿った内容で上げてくださいますよう心からお願い申し上げまして、私のほうからの発言は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○岡田委員長** それでは、次に、渡辺様、先ほどの山本様の説明に重複しない形で、簡潔によりしくお願いをいたします。

渡辺様。

**○渡辺氏（参考人）** 私は3点について述べたいと思います。まず、安保関連3文書に基づいた政府の説明では、専守防衛の範囲であるというのが最初の言い分でした。しかし、まず、多少大きい資料ですが、ナンバー1の図の下に兵器が並んでるうちの下から3番目、トマホークのところを見ていただきたいと思います。これは米国製のミサイルで、巡航ミサイルです。そして、左上に図が載っていますが、目標情報の収集ということで、ここにトマホークがどのように使われるかということが説明されています。攻撃のみの兵器である。守りには使用できない、このように考えます。

また、このトマホークを動かすには、米軍のレーダーとかあるいは地図、電波高度計を装填してなければなりません。ナンバー3ページの新聞の図3、白黒の分があると思いますが、これは上がアメリカの文章、下が日本の文章です。この資料は、この資料以外に、浜田防衛大臣は、情報収集も含めて作戦の様々な場面において日米が協力していくことは当然というふうに言っております。

そして、次に、資料には載っていませんが、美保基地に配備されているKC-46A空中給油機は、3,000キロ以上の距離で空中給油ができる航空機器であります。今後6機から7機が配備される予定ということも言われています。

以上で、専守防衛ではなく、程遠い攻撃能力を持っている兵器を購入していると言わざるを得ません。

次に、今、国会で論戦されていますが、日本全土が戦場化する、このようになることが

はっきりといたしました。3月2日の小池晃議員の質問に対しての事前回答、防衛省の杉山大臣官房施設監は、シーバーンについて、化学、生物、核、爆発物等による攻撃のことだ、このように回答し、また防衛省は、5年間で約4兆円をかけ、10年後までに約300の自衛隊の基地を強靱化する、このように述べています。これは資料3枚目の図1、これは日本への攻撃を想定して、軍事関係を地下化するということです。これは、防衛省の提出資料から国会に出されたものです。

そして、先ほどもありましたが、同じく右っ側にずらっと並んでいる自衛隊の基地、これが283地区あります。これを全て地下化する、こういうことが予定されています。県内においては、先ほど山本さんがおっしゃったように、米子駐屯地、日本原駐屯地、美保基地、美保通信所、これらを全部地下化する予定です。軍事関係は地下に入る。住民や国民は戦渦にさらされたらどうなるんでしょうか。これは、今のウクライナよりひどい惨状が予定されるのではないのでしょうか。

日本は島国です。逃げることも容易ではありません。さらに、まかり間違って、今朝も北朝鮮からミサイルが飛ばされたようですが、先日の北朝鮮のミサイルはE E Z内に間違えて、途中で燃えましたが、撃ち出されました。仮に間違えて原発が攻撃されるということになれば、日本全土が放射能に覆われることになります。非常に危険な状態だと言わざるを得ません。

次に、軍拡の財源について。2027年まで、43兆円の軍事費で、23年度にはトマホークを400基、2,000億円をアメリカから買うと決定しておりますが、1基が5億円です。アメリカ国内では2億5,000万から2億7,000万で売買されていると言われております。なぜ日本だけ2倍も高く買わなければならないのか。全てアメリカの言いなり、納得できません。

ページの2枚目、軍拡財源として、図の2の上の段を見てください。43兆円の上の段に復興税を延長して使うことを示していますが、もってのほかだと思います。とんでもないことだと思います。目的外使用以外の何物でもありません。福島原発被災者にはいまだ十分には行き渡らず、溶け落ちた燃料デブリはそのまんまにし、汚染土処分も進んでいません。処理水、汚染水ですが、海に流すしかない。とんでもないことです。

今、住民、国民は大変な物価高の中で厳しい、厳しい生活をしています。軍事にお金を使うのではなく、消費税5%に戻してほしい。そして、アジア地域と世界への平和外交こそが今、日本政府に求められているのではないのでしょうか。それは、米子市議会にも求められていることだと私は考えます。

以上、陳述を終わります。

**○岡田委員長** 説明は終わりました。

それでは、参考人に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結します。

次に、本陳情の賛同議員であります又野議員に説明を求めます。

又野議員。

**○又野賛同議員** それでは、賛同理由を述べます。

今回の敵基地攻撃能力の保有は、以前これも閣議決定された集団的自衛権と組み合わせ

ることによって、アメリカの行う戦争にも巻き込まれる危険性というのが高まってきます。そして、先ほどもありましたけれども、北朝鮮とかの行動ですね、周辺国の行動に対して軍事力の増強で対抗していけば、軍拡競争になって、余計戦争の危険性が高まるものと考えます。軍事費、防衛費にお金をつぎ込んでいけば、先ほどの話もありましたけれども、国民の生活を守るための予算が削られてくることにもなり、国民生活にもしわ寄せが来ることになります。

そして、美保基地のある米子市としては、今回の閣議決定、直接影響が出てくるものと考えますので、米子市議会としてもこれを国に対して意見を述べる必要があると考え、賛同します。以上です。

**○岡田委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、賛同議員に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

そうしますと、伊藤委員のほうから松田委員のほうに回って。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 本日は、山本様、渡辺様、ありがとうございます。お疲れさまでございました。

会派では様々な意見がございますが、私個人としては、この要旨でございます趣旨に賛同いたしまして、趣旨採択をお願いしたいと思います。以上です。

**○岡田委員長** 松田委員。

**○松田委員** 大変難しい陳情だと思いましたが、もちろんこの意見書案にあるように、対話と外交によって戦争を避けるという努力は必要だと思います。しかしながら、昨今の世界情勢を鑑みると、それだけで安全を守ることができるのだろうかという疑問は残ると思います。例えば、一例として、日本の現状を見ると、スイスや韓国などと比べて、ほかの国に比べてシェルターなどは普及していません。万が一に対する準備は十分とは言えないのではないかと考えます。

よって、対話と外交により戦争を避けることも、ある程度の防衛費をかけて防衛力を図ることも、いずれも重要と考えて、不採択とさせていただきます。以上です。

**○岡田委員長** 次、森田委員。

**○森田委員** 結論から申しまして、不採択を主張いたします。

まずもって、大前提として、外交あるいは防衛のような国の専権事項に対して、地方議会として関与していくことで議論を停滞させるのではないかという懸念を持っておりまして、そういった理由から不採択を主張いたします。以上です。

**○岡田委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど森田委員さんもおっしゃられましたけど、こちら内容を見させていた

できましたところと、あと、先ほどお話を伺わせていただきましたところ、国防に関するところが主なところでございますので、本来であれば、本市議会で議論すべきことではなく、国防の件ですので、そちらのほうで議論していただきたいなと考えてところです。

今回賛同議員さんがいらっしゃるということで、陳情審査させていただいておりますので、あえて少し意見を述べさせていただくとすれば、いろいろ御心配いただいて、今、日本が戦争か平和かの岐路に立っているというような危機感抱いておられると思いますが、これは、昨年始まりましたウクライナ・ロシア戦争のことがあって、いろいろと対話をしたりとか、協定結んでいても、何かの節に戦争起こるんじゃないかと心配されてだとは思いますが。

松田委員もおっしゃられていました、基本的には外交のところは国家間で対話で解決していただきたいところではございますが、現状、先ほど陳情提出者さんお二方からもちろっとお話があったんですけど、国防費の増加がというようなお話もございましたが、現状、冷戦後、一旦国におきます領空侵犯のスクランブル発進回数、こちらのほうは200弱、100少し程度まで減ってはいったんですけど、この数年間、10年間、20年間見ますと、直近でいいますともう1年間1,000件超えるような、平均しますと1日に3件、4件ぐらいスクランブル発進があるような状況で、日本といたしましても海外の危機にさらされているような状況でございますので、そういったところを鑑みまして、国会のほうでもいろいろ審査をされていると思います。

長く話しさせていただきましたが、こちら、以上の理由から不採択とさせていただきます。

**○岡田委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 最初に、結論的に言えば不採択ですね。これは何度も申し上げてますが、防衛、外交に関しては、我々はここで議論して、こうすべきだという議論はしない。そして、いろいろなこういった要望書等も出さないというスタンス、意見書ですね、変わりはありませんので、今後も出されても、我々はそれは、議論というか、意見書の対象にはしていかないというスタンスです。

あえて個人的な意見を申し上げますと、この意見書案の最初に、今、日本は戦争か平和かの歴史的岐路に立っていますと書かれてますけど、これはどういう岐路に立って、どういうことと言っておられるのかも私はよく理解できません。我々の国の周りにはウクライナを攻めている国もあります。ウクライナが核を放棄したらすぐに攻められたと。そして、世界各国、アメリカでも対立している国もある。先ほども言われましたけども、毎日のようにミサイルを撃つ国がある。そういう中で、抑止力としての私は軍事力っていうのは持つのは必然だと考えますので、この陳情には賛成はできないというスタンスでございます。以上です。

**○岡田委員長** 次に、稲田委員。

**○稲田委員** 不採択を主張いたします。大きなところでは、奥岩委員、渡辺委員と重なりますけども、国の専権事項であることについて我々が意見を述べるというのはなじまないということを最初にお伝えしておきます。

あと、理由の上から5行目、それから意見書案の上から5行目、同じくなんですけど、専守防衛を踏みにじる憲法違反ですと明記されておられます。憲法違反を言い切っているの

は最高裁判所のみであるという認識でございます。その憲法違反と書いてあるものを米子市議会として意見書として上げるのは非常にいかななものかと思えますし、上げるべきではないという理由が言いたいだけなんですけれども、以上の理由をもって不採択といたします。以上です。

**○岡田委員長** 次に、徳田委員。

**○徳田委員** 私は不採択を主張します。理由としましては、今、現実起きている北朝鮮のミサイル発射、ロシアのウクライナ侵攻、中国の東シナ海や南シナ海への海洋進出といった現実問題起こっている周辺国の動向に対して、国民の命と平和な暮らしを守るために防衛力を強化し、抑止力を高めることから必要でございます。

結論から言いますと、やはりその上で外交努力っていうのも積み重ねていく、それが重要ではないかという理由で不採択を主張いたします。

**○岡田委員長** 次に、今城委員。

**○今城委員** 私も結論としては不採択を主張いたします。理由として、他国からの攻撃により国民の生命、財産が脅かされる明確な事実があり、また予測があると判断される場合にのみ、国民を守るために攻撃、反撃をする、これが専守防衛という考え方であるというふうに私は認識をしております。

今回の陳情の中におきまして、一々には申しませんが、出ておられますこの理由の中には、認識や解釈の違いが非常にあるなというふうに思いますし、国会答弁や様々な文書を切り物のようにして使用されているというふうに感じています。理由の多くの部分において歪曲をした捉え方だなというふうにも感じますし、このような考え方や主張による理由を基にした意見書を議会として提出すべきではないと考えますので、不採択を主張いたします。以上です。

**○岡田委員長** 討論を終結いたします。

ただいま趣旨採択という御意見がありました。初めに、趣旨採択についてお諮りします。本件について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員〕

**○岡田委員長** 賛成少数であります。

それでは、改めて採決をいたします。

陳情第22号、平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡大増税に反対する陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…なし〕

**○岡田委員長** 賛成委員がありません。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほどの不採択と決しました陳情第22号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、渡辺様、山本様、ありがとうございます。参考人及び賛同議員は御退席く



ださい。

今城委員。

**○今城委員** 今議会でもですが、今議会というか、今期の議会でもですが、また、前期の議会の際でも議会運営委員会等で、陳情などに対する添付の資料なんですけれども、私ども公明党としましては、きちんとした公平な判断ができるために締切りの日にちをきちっと守っていただきたいと、そのときに出されたもので判断をするというふうにしなれば公平性が保てないので、期日を過ぎてから提出されたものについては今後検討しなければならないと思いますっていうことを申し上げてきているところです。

今回もこのように期日を過ぎてからの参考の資料だというふうに出されてきて、それを基にして様々な議論をされますが、このような形をいつまでも取るというのは、議会としてあまり正しいやり方ではないというふうに感じていますので、委員長のほうから議運の委員長、それから議長のほうにこの旨をお伝えいただければと思います。これは意見です。

**○岡田委員長** 先ほどの今城委員の意見、議運の委員長、それから議長のほうにお伝えをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** それでは、次に、議案第4号、米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松本総務管財課長。

**○松本総務管財課長** そういたしますと、米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

令和5年4月1日以降、地方公共団体における個人情報保護制度につきましては、一部改正されました個人情報の保護に関する法律の規定に基づきまして、全国的に共通ルールにのっとって運用されることとなりました。これに伴いまして、現行の米子市個人情報保護条例を廃止し、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号、米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松本総務管財課長。

**○松本総務管財課長** 議案第5号でございます。個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

こちらにつきましても、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして一部改正されました個人情報保護に関する条例の施行に伴いまして、関係します本市の4条例、米子市情報公開条例、米子市情報公開・個人情報保護審査会条例、米子市手数料条例、米子市行政不服審査法施行条例の4条例の改正を一括して行うものでございます。

説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号、個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、米子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 議案第6号、米子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

近年の災害の頻発化、激甚化によりまして、住民の生命、身体及び財産の保護における消防団員の重要性が高まっている一方で、その負担が増加していることを踏まえまして、本市の消防団員の処遇の改善を図るため、出動報酬の創設、その他報酬及び費用弁償の見直しを行おうとするものでございます。

説明は以上です。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号、米子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

○伊藤職員課長 議案第7号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

令和5年度からの段階的な定年の引上げに伴い、職員の年齢構成の偏りを抑制し、優秀な人材の確保及び地域の雇用情勢の安定化を図るため、定年退職者が生じない年度においても一定数の職員採用を行い平準化を図っていくこととし、定年退職者が生じない年度の翌年度に限り、当該年度の新規採用職員を当該年度の定年退職者の数の2分の1を超えない範囲において定数の外に置くことができるようにするほか、所要の整備を行おうとするものです。

以上で説明を終わります。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと伺いたいんですけど、やり方は、この定数の外に置く、2分の1をというやり方もあれば、条例定数をちょっと増やすというやり方もあると思うんですけど、私も以前これは質問して、条例定数等を増やしていかなければ、定年制延長の関係で退職者が出ない年があるんで、そしたら新規採用枠がないじゃないのみたいな質問をしたことがあるんですけど、これは定数の外に置くほうがよかったっていうのはどういう理由なんでしょうか。

○岡田委員長 伊藤職員課長。

○伊藤職員課長 定年退職者が生じない年度もございしますが、定年延長をした年には、その対象となる定年が61歳、62歳と延びていく段階で退職者が生じます。その際に定数のほうが、一旦増えたものがまた減るということもあります。そういったことで、全体の定数の考え方の整理をして、何人ということが定まれば全体の定数を増やすということも考えましたが、このたび、その年度において多少の増減ということがまず起きるということですので、定年退職者が生じない翌年度に採用した部分が飛び出たり、定員数を超えた場合に、それがないようにするためということを判断をしたということになります。

○岡田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 では、それはあれですね、条例定数が今幾つ残っているのかよく分からないんですけど、定年がない場合、要は30人とか幾らが定数内に残った場合、新規採用採ったら超えてしまうかもしれないから外枠で持っとくという考え方ですね、今の説明では。それも手ではあるなと思うんですけど、大体分かんないですよ、退職者の数っていうのは。ということは、一定数の条例定数で管理するのではなくて、変化はするけども、外枠でやっていくという方法を取られたということだと思います。

○岡田委員長 よろしいですか。

○渡辺委員 いいですよ。

○岡田委員長 そのほか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、米子市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

○伊藤職員課長 議案第8号、米子市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、職員の派遣を行う場合において、多様な公益的法人等に対して人的援助を行うことにより本市の施策のさらなる推進を図るため、職員を派遣することができる団体の要件を緩和し、一般社団法人または一般財団法人のうち、本市が基本金、その他これらに準ずるものを出資していない団体にも職員を派遣することができるようにするためのものです。なお、具体的な団体については規則で定めることにしています。

以上で説明を終わります。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

奥岩委員。

○奥岩委員 今回改正されてというところで、具体的な団体さんについては規則で定められるってことなんですけど、先ほど御説明ありましたとおり、これによってメリットといたしましては、職員さん、特に若手の職員さんが対象になるのかなと思うんですけど、

そういった方々のスキルアップとか、本市に対します知見のボリュームのアップとか、そういったところがメリットで上げられるっていうことでよろしかったでしょうか。

○岡田委員長 伊藤職員課長。

○伊藤職員課長 委員おっしゃるとおりでございます。特に若手職員の人材育成というものを基本に置きまして、地域の振興に資する能力を得たり、住民生活の向上等に関する新しい情報を身につけるなど、そういった形の育成に資するものだというふうに考えております。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そういたしますと、いろいろな団体さん、中央のほうですとか、県外のほうとか、もしくは海外ももしかしたらあるかもしれないですけど、そういったところでしっかり学んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○岡田委員長 そのほかありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号、米子市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

○伊藤職員課長 議案第9号、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

国家公務員に係るフレックスタイム制及び休憩時間制度が柔軟化されたことを踏まえまして、本市の職員について、その申告により、公務の運営に支障がないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該職員の始業及び終業の時刻について、その申告を考慮して勤務時間を割り振ることができるようにすること。また、休憩時間を柔軟に運用することができるようにするため、休憩時間を一斉に与えないこと。その他休憩時間の基準について、別段の定めをすることができるよう所要の整備を行おうとするものです。

以上で説明を終わります。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

伊藤委員。

○伊藤委員 これは基本的に疑義はないんですけども、一つお願いしたいのが、さっき

公務の運営に支障ないような形でっていうふうにおっしゃいました。まだまだ窓口や電話などでも、担当がないので分かりませんか、担当がないので、また来てくださいというようなことがありますので、本当に支障がないように、市民サービスが低下しないように、そこはお願いしておきたいと思います。以上です。

○岡田委員長 いいですか。

○伊藤委員 はい。

○岡田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号、米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時47分 休憩**

**午前11時15分 再開**

○岡田委員長 総務政策委員会を再開いたします。

陳情第20号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります又野議員に説明を求めます。

又野議員。

○又野賛同議員 それでは、賛同理由を述べます。

これまでですけれども、沖縄県のほうからは政府に対し基地の撤去などを求めているにもかかわらず、政府の方針としては沖縄県内での移設ということを進めようとしています。沖縄県では基地のあることによって様々な被害が、この陳情の中身からも分かるんですけれども、被害が出ています。普天間基地周辺の騒音、部品落下など、大きな問題です。部品落下により、子どもたちをはじめ、住民の皆さんにも危険がさらされています。さらに、これは最近ですけれども、PFOSについても検出されました。これは、ほかの全国のアメリカ軍基地の周辺でも検出されている、人体に有害だと言われている物質です。

沖縄県の住民の皆さんの意見を、なかなかまともに対応をしようとする政府に対して、地方自治の観点からも、地方自治を守るためにも、同じ地方自治体として米子市からも意見を提出する必要があると考えておりますし、美保基地においても部品落下の問題がこれまでも何度か出てきています。決して米子市にとっても他人事ではないと考えています。米子市議会としても国に対して意見を出すべきだと考え、賛同いたしました。以上です。

○岡田委員長 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、賛同議員に対する質疑に入ります。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 一つ聞くんですけど、陳情趣旨のうち学校上空の飛行禁止、これを万が一した場合、普天間の飛行場というのは使えるんですか、それとも使えなくなるんですか。全く問題がないのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

**○岡田委員長** 又野議員。

**○又野賛同議員** 私の思っているところでは、ほとんど普天間基地からの発着というのは難しくなると考えてはおります。

**○岡田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** ちょっと、思ってるっていうんでなくて、陳情内容ですから、そこら辺ははっきりしてほしいなというところはあります。

それと、宜野湾市ですよ、普天間は。我々は米子市で美保基地があるのは言われるとおりなんですけど、宜野湾市はこのことについてどういう対応をして、国にどういう要望上げられているのか伺います。

**○岡田委員長** 又野議員。

**○又野賛同議員** 市としてどういうふうに対応されているか、今のところ私は確認しておりません。

**○岡田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 賛同するからにはそういう、こういった問題のところはある程度調べてから答弁できるようにしていただきたいと、これは要望しておきます。

**○岡田委員長** そのほか。

今城委員。

**○今城委員** じゃあ、ちょっと私も1点確認をさせてください。2点目のPFOSの問題が上げられているんですけども、基地の問題、基地から出ている汚染水とPFOSとの関連性ということが明確にエビデンスとして、これが本当の原因なんだということが確定されているのでしょうか。

**○岡田委員長** 又野議員。

**○又野賛同議員** まだ確定というところまでは行ってないと私の知る限りでは思っておりますけれども、そこら辺の調査もやはりしっかりとする必要があるので、ほかの全国にあるアメリカ軍基地の周辺でも検出されているということがありますので、原因としてはその基地の原因が高いということが言われてますので、しっかりと調査すべきであるということだと思います。以上です。

**○岡田委員長** 今城委員。

**○今城委員** それと、同じ2点目のところで、土壌の入替えを要請するということを言っておられますが、今の表土から何センチまたは何メートル入れ替えるということで、これが全部改善されるというようなエビデンスはもちろんのこと、そういうことが分かっているのでしょうか。

**○岡田委員長** 又野議員。

**○又野賛同議員** それも調査によってやはりはっきりとさせることがまずは大事だと思いますので、その調査によって変わってくるものだと思います。

○岡田委員長 よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 それでは、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

そうしますと、今城委員のほうから徳田委員のほうに回ってもらえますでしょうか。

今城委員。

○今城委員 結論から申し上げますと、不採択にいたします。先ほど賛同議員さんのほうにも確認をさせていただいた部分で、どうかかなと思って、賛同できる部分があるのかなというふうにも考えましたが、先ほどの御答弁から考えますと、全くもってこの陳情で要望されていることといたしますか、こういうふうにしてほしいという要旨も含めて、賛同できる部分がなくなっていました、申し訳ありませんが。

私個人としましては、世界一危険だとまで言われているようなこの普天間の問題というものは、一刻も早く解消してあげなければならないというのは本当に思っているところです。だからこそ、この基地の移転を辺野古にという国の方針っていうのは、全て正しいかどうかということとは別にして、一刻も早く移転してあげなければならないというところに関しては思っているところですが、それをここに、この今回の陳情ではおっしゃっていないところを含めて、それは別としてでも、1点、2点、3点の部分においては、大部分のところでは賛同できないところが多いですので、意見書を本議会から提出するということには賛同できないので、不採択といたします。

○岡田委員長 次に、徳田委員。

○徳田委員 私も不採択を主張します。先ほど今城委員のほうからも答弁ございましたけれども、普天間基地の危険性というのは十分、国民全体、理解しておるところでございます、その危険自体をやっぱり放置してはならないということでございます。政府が、移転先も含めて現実的な解決方法について、県民、市民の理解を得られるように、最後まで責任を持って取り組むべき課題と考えます。

この論点、3点の意見書に書かれている内容のみでは根本的な解決にはつながらないと思いますので、不採択を主張します。

○岡田委員長 次に、稲田委員。

○稲田委員 結果から言いますと、不採択を主張します。基地ということで、これも先ほどの陳情と同じですが、防衛、国防に関することですので国の専権事項でありますので、本市議会で議論するものはなじまないというのが第1の理由でございます。

そして、渡辺委員の先ほど質疑の中にもあったんですが、要は、宜野湾市から出されてるこの方の意見はこうかもしれませんけれども、我々が市議会の意思を持って、これを国に意見書を上げるという、そういう権限を我々はどこまで持ち得ているのかなというのは甚だ疑問でございます。我々が完全な沖縄の代弁者であり得る云々は、我々は米子市議会でございますので、米子市民のための部分の議論をする場だと思っておりますので、採択



しないということを主張して終わります。

**○岡田委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 不採択ですね。これも先ほどのとおりです。防衛、外交は国の専権事項。ですから、意見書を上げるということはないということです。

私の感じでいえば、宜野湾市はたしか議長会の基地協にも唯一加盟しておられます、沖縄の市の中で。あとの市は多分加盟してないと思うんです。ですから、宜野湾市は、もう総務省の基地交付金で潤っていきこうという考えはない。とにかく普天間基地を移転してほしい、そういう思いを強く持っておられるのはひしひしと感じれます。そういうことに対しては我々もできることはやっていかなきゃいけないとは思いますが、今陳情のように国防全体に関わることは意見書としては上げるべきでないというスタンスは変わりませんので、不採択です。

**○岡田委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択でお願いいたします。先ほども申しましたが、提出者さんも宜野湾市さんということで、内容を見させていただいても、本市議会で議論すべきことかなというところも疑問が残りますが、賛同議員さんいらっしゃったので審査させていただいておりますが、ほかの委員の皆さんもるるおっしゃっておられます。

あえて申し上げさせていただくとすれば、国防に関わることですので、国のほう、政府のほうの専権事項でございますので、こちらのほうで議論させていただくのは控えさせていただきます。

**○岡田委員長** 次に、森田委員。

**○森田委員** 結論から申しまして、不採択を主張いたします。先ほどと同じですけれども、国の専権事項に対して、米子市議会で議論するのはなじまないというふうに考えておりますし、宜野湾市さんでどのような対応をされているかというのも伝わってこなかったというか、分からないという部分もありますので、不採択を主張いたします。以上です。

**○岡田委員長** 次に、松田委員。

**○松田委員** 私も不採択でお願いします。基地周辺の子どもたちの危険性だとか、想像はできるんですけれども、ただ、やはり実態がどうかというところを私は判断できるまでに至ってない。

陳情の要旨のところにあります学校上空の飛行禁止だとか、3番の普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障することというところについて、具体性に欠けたり、物理的にどうかというところがありますので、不採択でお願いします。

**○岡田委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 私も松田委員とほぼ一緒かなと思うんですけど、普天間基地の周辺の環境については本当に心を痛めるところでございますが、この実態がよく分からないまま採択というのはできかねるというふうに思いますし、また要旨も少し明確さに欠けるのではないかと考えております。

以上の点から不採択を主張したいと思います。以上です。

**○岡田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第20号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り

巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…なし〕

○岡田委員長 賛成委員がありません。よって、本件については採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第20号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岡田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

賛同議員は御退席ください。

〔賛同議員退席〕

○岡田委員長 総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時31分 再開

○岡田委員長 それでは、総務政策委員会を再開いたします。

議案第10号、米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

毛利地域振興課長。

○毛利地域振興課長 そういたしますと、議案第10号、米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

災害時の逃げ遅れゼロを目指して、平常時からの避難対策に生かすために、災害対策基本法の規定に基づき、市長が作成する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載または記録された情報について、災害の発生に備えて、平常時、外部提供をする場合に本人の同意を要しないこととするとともに、平常時及び災害発生時における当該情報の外部提供に関して必要な事項を定めるために制定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号、米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**岡田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時33分 休憩**

**午後 1時58分 再開**

○**岡田委員長** それでは、総務政策委員会を再開いたします。

次に、総合政策部から6件の報告を受けたいと思います。

初めに、米子市立地適正化計画（案）について、当局からの説明を求めます。

赤井都市創造課長補佐。

○**赤井都市創造課長補佐兼都市政策担当課長補佐** 米子市立地適正化計画の策定につきましては、12月議会での総務政策委員会の報告以降、パブリックコメント・住民説明会を実施しております。また、その後、検討委員会を開催いたしまして案を策定いたしましたので御報告いたします。

まず、初めに、パブリックコメント・住民説明会の結果についてでございます。パブリックコメント・住民説明会での意見による素案の修正はありませんでした。なお、パブリックコメントの結果につきましては別紙1のとおりとなります。

別紙1、パブリックコメントにつきましては、令和4年12月26日から令和5年1月22日まで提出期間を設けまして、2名の方から意見のほうを提出していただいております。なお、提出された御意見と市の考え方を併せて添付しておりますので御覧ください。

住民説明会の結果につきましては、別紙2のとおりとなります。令和5年1月12日に2回、令和5年1月15日に1回、計3回住民説明会を行っており、合計参加者のほうは15名となっております。

続きまして、米子市立地適正化計画（案）についてでございます。パブリックコメント住民説明会による修正はありませんでしたので、誤字・脱字等を修正、直しまして案として取りまとめをしております。別添資料のほうで案のほうは御確認ください。

続きまして、届出制度についてでございます。計画公表後は、居住誘導区域外、もしくは都市機能誘導区域外などで記載してあるような開発行為、建築行為などを行う場合は届出が必要となる届出制度が始まります。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。本日報告した後、令和5年3月29日、都市計画審議会の意見聴取を行いまして、令和5年3月31日、こちらを計画策定公表を予定しておりますのでございます。

以上で説明を終わります。

○**岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 計画については特に修正ないということで承知いたしました。何度も委員会でも御説明いただいておりますので、理解しているつもりです。ありがとうございます。

1点だけ意見なんですけど、パブコメ取られたということで、資料の3ページ目ですかね、添付していただいているんですけど、2点目のところの御意見がありまして、郊外がどうなのかというような御意見があったみたいなんですけど、考え方はよく分かります。た

だ、立地適正化計画発表に当たって都市計画マスタープランのことは我々は分かるんですけど、そういったところのそもそもの市の考え方、まちづくりビジョンですとか、都市計画マスタープランですとか、全体的に市は発展しますよってところが伝わりづらかったのかなっていうのもありましたので、発表の際は立地適正化計画に関してはこれでよしとしているんですけど、市民の皆様には誤解のないように発表いただけたらなと思いますので、よろしくお願いたします。

**○岡田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、本件については終了します。

次に、郊外における土地利用の規制緩和について（公民館周辺型地区計画）、当局からの説明を求めます。

石原都市創造課担当課長補佐。

**○石原都市創造課都市計画担当課長補佐** 郊外における土地利用の新たな規制緩和として、公民館周辺型地区計画についての基準を追加することについて報告いたします。

まず、概要についてですが、市街化調整区域における土地利用の促進については、当該区域における持続可能な地域づくりの推進を図るため、令和元年に住居系の地区計画の運用基準を策定いたしました。南部・箕蚊屋地域においては現状では地区計画ができる範囲から外れており、住宅団地の造成が困難な状況となっています。本市では公民館を拠点とした地域のまちづくりを推進しており、加えて南部・箕蚊屋地域の公民館周辺は近くにバス停があり、交通の利便性の高い地区であることから、南部・箕蚊屋地域の特定の公民館を地域の拠点と位置づけ、その周辺において地区計画の手法による規制緩和を実施するものです。対象となる公民館につきましては、五千石、尚徳、成実、春日の4地区の公民館です。別紙1に位置図を載せていますので参考にしてください。

次に、経緯と今後の予定についてです。昨年、庁内の関係部署と会議において検討した後、地元関係者に事前相談に伺い、おおむね了承を得られたため市議会と都市計画審議会へ報告及び意見聴取をした後、令和5年4月1日の施行開始を目指しているところです。

最後に、規制緩和の内容についてです。別紙2の地区計画の運用基準の概要の裏面を御覧ください。4の地区計画の活用類型に書いていますが、公民館周辺型では、市街化調整区域にある4地区の公民館から半径500メートル程度の範囲の中で鉄道の要件など、これまでの住居系地区計画と同様の条件を満たせば地区計画ができるようになります。しかし、対象区域内には農業地域や災害ハザードエリアが含まれていることから、区域内全ての土地が開発可能となるものではありませんが、既存の住宅や空き家、未利用地を含めることは可能です。地区計画の区域面積はこれまでの住居系地区計画は0.5ヘクタール以上が条件でしたが、公民館周辺型は周辺の状況から0.3ヘクタール以上としています。別紙3は、地区計画のイメージ図です。左下に公民館周辺型を追加していますので、参考にしてください。

次に、別紙4の住居系地区整備計画例を御覧ください。これまでの住居系地区計画と同様に、区域の半分以上が住居地区であれば、現在市街化調整区域で建築できない規模の商店や事務所などの建設も可能となります。また、これまで市街化調整区域では建築が難しかった共同住宅やサービス付高齢者住宅などの建設も可能となり、地域のコミュニティー

維持への寄与が期待できます。

以上で説明を終わります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

渡辺委員。

**○渡辺委員** すみません、何点かお願いしたいんですけど、今回、公民館型なんですけど、考え方としてまず、境港市も駅型を導入を図ったんですけど、どうもやらないと。今現在ではやらないみたいな決定をしたようでして、なぜかっていうのを伺ったら、やっぱり市街化区域に集めてって、コンパクトシティーっていうんですか、やってる段階で、こういった規制緩和をしていくと、その流れに沿わないみたいなお話もされてたんですけど。私は市街化調整区域に住んでますんで、こういった規制緩和は歓迎するんですけど、そういったところはどのような整備になってますんでしょうか。

**○岡田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** これは私ども都市計画マスタープランに既にきちんとお出ししているところですが、町なかと郊外を一体的に発展させるというのが基本的な考え方でありまして、特に市街化調整区域つきましても、既存の住宅、集落というのがありますんで、そのところについては、人口減少下にあっても基本的に既存集落は維持したいと、そういう強い思いでそういう規制緩和をさせていただいているところでございます。

**○岡田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** それで、地区計画ですけど、河崎が今やってますよね、河崎駅の横を。この地区計画っていうのは民間事業者だけが考えておられるのか、そこら辺はどうでしょうか。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 地区計画を実際に計画する団体、例えば個人さんかどうかっていうことですが、基本的にはその開発の計画をもって地区計画を定めますので、なかなか個人さんでっていうのは難しいかと思えます。基本的には、実際に開発される方がこの制度をつくって地区計画を立てられた上で活用していただくということになっております。以上です。

**○岡田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** なかなか難しいところですよ。私が住む町の駅もなってますけど、どっちかって言うと全然影も形も現れてきてない。

それで、もう一つ伺いますけど、この和田の工業団地の高専の隣接ですね、これも対象区域ってことになってますけど、これもやっぱり民間事業者がという考えでしょうか。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 工業系の地区計画における計画の団体ですけども、基本的には、やはり民間の方がこの制度を使われて開発をしたいというようなことに応えるために策定のほうの要綱、こういったものを用意してるところでございます。以上です。

**○岡田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 農用地等は外されるんですよ。以前に私は和崎かけはし通りができたとき、ここの対象地のところですね、結局どうですか、広げるのって言ったら、ぴしゃりと農用地はほとんどで駄目ですみたいな回答をいただいているんですよ。今度学校を建てるとこ

ろも、言ってみれば、これでいくと工業地区計画の中に入ってるのかな、そんな感じの絵に見えるんですけど、結局、学校建てても住宅が建たないというような、これでいくとですよ、この住宅系にはなっていないんですよ、結局、工業地区計画対象地域なんですよ。ということは、ここへ建てたら、建てたとしても学校はあるけども住宅を建てる地域もないみたいな。だから、そこら辺が非常に矛盾するんで、私はやっぱり工業地域っていうのは、和田の工業団地のほぼほぼなくなったんで、土地がですよ。やるべきなのは、民間事業者規制緩和しましたからどうぞと言ってみても、なかなかインフラも整ってないんです。下水道すらないっていうことで、業種に限られるというところはありますんで、私はある程度これはもう市が色をつけたなら、工業団地をもう少し広げようっていうことで、多分オーダーメイド方式は難しいと思うんで、規制のそこら辺の都市計画を変えて、市で買い上げてつくるとというのが私は一般的じゃないかなと思うんですけど、いかがですかね。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** 工業系の地区で、例えば今のお話で、民間の方だけではなかなか今のインフラが整ってない段階で基本的に難しいのではないかというお話だと思うんですけども、市のほうがこの制度を使って整備をするっていう手法自体は可能ではあるんですけども、市の場合、この制度を使わなくても開発行為っていう手続、今の赤井手のほうの団地造ってるので使った手法なんですけども、そういうことでできるというふうな整理をしております。その中で、これはあくまで我々土地利用の考え方ですので、経済部のほうと今どういったところでどういった業種が求められてるのかってなったときに、土地利用の相談を随時連携を図りながら協議して、土地利用を有効にできるような組織体制、こういうものを整えていきたいと思っているところです。

**○岡田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 私はそれ分かってますよ、市でできるのは分かってるんですよ。ただ、この説明でいくと、こういうところに色をつけて民間事業者で地区計画っていう説明があると、じゃあ、そういうのは必要だと思いつつも、市がそういう手法を持ちながらやるという思いがあるのかという話ですよ。結構、農用地が多い地帯なんですよ。それも含めて、じゃあ、学校をこの工業専用対象区域の中に持ってきても、それはもうこういう色がついてしまったら住宅は張りつけないのかとか、多分、民間で農用地の中に家建てるなんてもう無理ですからね、そこら辺も。そこら辺も含めて私はちょっといろんな面で市も考えていただいたほうがいいんじゃないのかなという思いがあつてです。

**○岡田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 今回の、いわゆる郊外、郊外と言っても市街化調整区域なんですけども、その市街化調整区域に係る規制緩和については、今回がたまたま公民館ということで皆さん方に説明をさせていただきましたけども、例えば駅周辺ですとか逆線引きの形、そして、これとは別に住宅系ですと、いわゆる既に、例えば集落内であれば一定の、要は家が建つとつたらもう人的要件の緩和ということをさせておりますし、弓浜ですとずっと家が連担してますんで、そこでの住宅は基本的には可能であろうと、いろんな条件が、当然条件というのがあるんですけども、基本的には可能であるというふうに思ってます。

それで、先ほど渡辺委員さんの御提案ですけども、たまたまそういう、逆にいろんな企業誘致等のお話がありましたら、今までも全てオーダーメイドで、庁内で、先ほど課長が

申し上げましたけども、集まって、どういうところが一番いいんだろうかというようなところを検討してまいりました。ですから、これで全て終わりということではなくて、その辺りにつきましては、今後につきましても柔軟にやっぱり土地活用というのは考えていかなきゃいけないかなというふうに思ってます。ただ、それを考える際にも、まずは一定のルール、一定の皆さん方に御理解いただけるルールというのが必要であろうということで、今回はこれを出させていただきましたし、既にこの南部の地域でこのお話をさせていただいたときには、もっといろんな話がしたいんだけどとか、そういう話をいただいておりますし、あと、先ほどの農振地域のこともありました。農振地域については、今、農林部局のほうで、やっぱり在り方を本当にどうなのかというのを既に見直しをしてくれる作業に入っておりますんで、そういうことも含めて今後、皆さん方と一緒にいろいろ協議をさせていただけたらというふうに考えております。

○岡田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 協議してもらいたいなと思うんですけど、結局、河崎とかそういうところはある程度中心部に近いですし、開発が起こったんですけども、大篠津、和田浜等はこういってあることあるよって私も不動産会社等に言っても、かなり荒れてて、要は耕作放棄地で木が植わってるような状況ですから、ここで全部ならして宅地にしてもなかなか買うってことになる地価にならないみたいなお話も聞くんですよ。結構、規制緩和のほうで市街化区域と隣接の、連担の規制緩和で結構建ってるんで、業者さんはどっちかっていうと、もう中のほうを取っていくっていうふうなほうが、ここが規制緩和なってるからどうっていうのがないんですけど、ここら辺何年かたってどういう見直しをされるのか分からないんですけども、そこら辺を含めて私は様子を見させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○岡田委員長 稲田委員。

○稲田委員 今日説明の公民館のほうのことで、口頭での説明の中で、開発はできるけども何か例外があるようなことが一瞬触れられたかなと思いますが、そこに関する質問と思って質問しますけれども、要は公民館、条件を整えば開発できますよ、これは分かります。そこへ、要は第一種農地とかが含まれてもうできますよという意味なのか、さっきの例外だと言われたのが何かすごく気になってまして、そこを教えてくださいませんか。

○岡田委員長 相野都市創造課長。

○相野都市創造課長 条件が整った場合に地区計画を立てれるということで、その条件といたしますか、その辺りですけれども、まず、基本的に農振農用地っていう状態では地区計画っていうのを設定することができませんので、まずそこが外れるかどうかというのがまず前提になります。加えまして、同じく農地になるんですけども、一種農地の場合は転用ができませんので、そのエリアが二種、基本的には三種がいいんですけども、二種が駄目で、二種でも可能な場合もありますので、二種、三種というような農地であるかということ。それに加えて、近年ハザードの関係で洪水の浸水想定区域、こういったものが非常に高いところについては、やはりそういうところに住宅地を建てるというのはなかなか難しいということで、ある程度そういったものの安全性もクリアしながら条件が整ったところで設定ができるというふうに考えてるところです。以上です。

○岡田委員長 稲田委員。

○**稲田委員** 恐らく開発される業者さんとか、それから今回地元への説明が終わってるように書いてありますけど、そこはもう当然説明されてましたよね。当たり前の質問ですみません、お願いします。

○**岡田委員長** 相野都市創造課長。

○**相野都市創造課長** 今の公民館から500メートル全ての土地が開発可能になるというわけではありませんということは丁寧に説明はさせていただいております。やはりその中で、結局、農振が外れんとできんがなとかいうようなお話をいただいているところで、その辺り、先ほど部長も説明したんですけれども、この制度をつくるに当たりまして農林部局も県のほうとかとも含めているいろいろ話、相談をさせていただいているところでして、今、大体の方向性としては、市のほうが地区計画でこういった方針を立てたところであれば、農振の見直しをある程度容認してはいいんじゃないかというようなお話をいただいているところですので、その辺りいろんな取組をする中で、少しずつですけども前進してきているのかなというふうに思っているところです。以上です。

○**岡田委員長** そのほか。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田委員長** ないようですので、本件については終了します。

次に、だんだん広場の管理移管について当局からの説明を求めます。

石原都市創造課担当課長補佐。

○**石原都市創造課都市計画担当課長補佐** だんだん広場の管理移管について、2月の委員会にて報告した後の経過及び今後の予定などについて報告いたします。

協議の経過についてですが、令和5年2月13日、鳥取県議会2月定例会においてだんだん広場の無償貸付けの議案が提出されました。2月17日、鳥取県、JR西日本、米子商工会議所及び米子市の四者による「米子駅周辺地域を中心としたまちの賑わいづくりに関する協定」を締結。2月27日、米子市議会3月定例会において、だんだん広場の維持管理費に係る令和5年度予算案を提出しました。

管理移管の内容についてですが、無償貸付けを受ける公園施設のうち、修繕が必要な箇所について、令和5年3月上旬より鳥取県が修繕工事に着手している状況です。

今後の予定についてですが、令和5年3月13日、昨日ですが、鳥取県議会2月定例会においてだんだん広場の無償貸付けについて議決を受けたと伺っていますので、米子市議会3月定例会において予算案に承認いただいた後、3月23日以降に土地の無償貸付契約を締結する予定となっています。その後、鳥取県の都市公園の廃止と本市の都市公園の設置を同日付で国へ報告。令和5年4月1日付で都市公園の供用開始の告示を行います。

以上で説明を終わります。

○**岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田委員長** ないようですので、本件については終了をします。

次に、米子市地域公共交通計画（最終案）について、当局からの説明を求めます。

倉本交通政策課長。

○**倉本交通政策課長** それでは、米子市地域公共交通計画の最終案についての資料を御覧



ください。

先月2月の閉会中の委員会において計画の素案を報告させていただきまして御意見をいただいたところですが、同じく2月に公共交通会議での審議、その後のパブリックコメントの御意見等を踏まえまして、今般、最終案を取りまとめましたので報告させていただきます。

素案からの主な変更箇所ということで要点を絞って説明させていただきたいと思いますが、種類で言うと3番目の項目ですね、数値目標を見直ししております。それが2つございまして、だんだんバスの年間利用者数とコミュニティーバスの運行負担額の2つの指標について表でお示ししたとおり変更いたしております。

続きまして、すみません、ちょっと資料変わっていただきまして、パブリックコメントについてちょっと実施結果を簡単に報告させていただきたいと思います。別紙の実施結果という資料を御覧ください。パブリックコメントにつきましては、6人の方から20件の御意見をいただいたところでございます。このいただいた御意見の概要とそれに対します本市の考え方についてはこの一覧表のとおりでございます。なお、この地域公共交通計画というのが全体的な方向性を示すマスタープランということもありまして、いただいた御意見をそのまま直接反映したような箇所がございませんでしたけども、今後、個別の施策を実施するに当たりましては参考にさせていただきたいと考えております。

最後に、資料に戻っていただきまして、今後のスケジュールですけれども、3月23日に地域公共交通会議を予定しておりまして、本最終案を会議で御審議いただきまして年度内に成案を得たいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、本件については終了します。

次に、第4次米子市男女共同参画推進計画の策定について（報告）、当局からの説明を求めます。

長谷川男女共同参画推進課長。

**○長谷川男女共同参画推進課長** それでは、第4次米子市男女共同参画推進計画の策定について説明させていただきます。

計画の成案、パブリックコメントの実施結果の概要、第4次米子市男女共同参画推進計画策定について（答申）を本日資料としてお配りしております。この計画については、昨年の12月13日の当委員会におきまして計画案の内容について説明させていただいておりますので、本日はそれ以降の経過について報告いたします。

それでは、資料2を御覧ください。令和4年12月14日から5年1月13日までこの計画案についてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、3名の方から8件の意見が提出されました。概要をパブリックコメントでの意見とその対応にまとめております。その後の1月の第3回男女共同参画審議会でもパブリックコメントの意見と対応について審議いただきました。御意見の内容は資料に示しておりますように、多岐の分野にわたっており、いずれの御意見も今後の施策について参考とさせていただきます。

計画につきましては、資料2の4ページ上段になりますが、基本施策15、家事・育児・介護への男性の参画推進に関する取組内容に関しての御意見から、取組内容の表現が男性のみが食生活の自立ができていないという先入観を持たれかねないということで、1つ目と2つ目を合わせて、公民館などで男性が参加しやすい料理教室などを開催しますというふうに表現を見直し、誰でも参加しやすい事業の実施を推進していきます。

そして、2月17日に片岡佳美審議会会長より市長宛てに答申を頂きました。資料の3が答申書の写しになっております。そして、資料1がこの答申を得てまとめました第4次米子市男女共同参画推進計画になります。この計画の目標は「誰もが自分らしく 生き生き暮らせるまち」としております。第4次米子市男女共同参画推進計画におきまして、引き続き各施策の実施状況の評価を行い、着実な進行管理によって目的を達成し、継続的に取組の改善を図りながら男女共同参画社会の実現を目指していくものとします。

また、計画書の配布先といたしましては、各公民館、小・中学校、市内にあります高校、米子市立図書館など、関係機関を予定しております。

以上で説明終わります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、本件については終了します。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「マイナンバーカード利用横展開事例創出型」採択について、当局からの説明を求めます。

堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 国の令和4年度2次補正に計上されたデジタル田園都市国家構想交付金（以下デジ田と省略します。）に本市と鳥取大学医学部附属病院と連携しまして申請しておりました事業が先週金曜日、採択されましたので御報告いたします。口頭のみポイントで、ポイントのみ説明いたしますので、御了承ください。

実施主体は米子市と鳥取大学医学部附属病院です。

事業費は2億9,645万5,000円で全額国費です。

予算につきましては、議会最終日に提案予定でございます。御審議のほどお願いいたします。

事業費の主な内訳としましては、システムやスマホアプリの構築費、システムを稼働するための機器、4つの病院へ設置するためのネットワーク機器（パソコンなど）、広報、市民の方へアプリの登録や操作支援、デジタルデバイドの解消に向けた対応などを事業としております。

実施体制でございますが、米子市が管理主体となります。鳥取大学医学部附属病院などへ委託し共同で事業を推進していきます。採択を受けて協議を始めており、4月早々の事業着手を目指しております。

資料の裏になるんですけども、最後の行の、マイナンバーカード利用の採択数でございます。1点、補足させていただきます。マイナンバーカード横展開事例創出型では、本市が申請しておりました単独自治体で申請する通常事業分と、複数自治体で申請する地域間連携事業分、この2種類があります。ここに書いております49団体といいますが通常

事業分としての採択数となります。地域間連携事業分については3団体、合計マイナンバーカードのこの創出型では52団体となっております。添付している資料につきましてはアプリの概要をつけております。

地域共通デジタル診察券と地域情報ポータルにつきましては、これから設計をしていくところです。まだ形が具体的には出ておりません。

フレイルにつきましては、そろそろ構築に着手するという状況であります。

以上で簡単ですけども、報告を終わります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** まずはデジ田、採択されたということで非常に期待しております。こちらのほうタイプがいろいろ分かれておまして、今回、横展開型ということで、いわゆるタイプXの事業だと思いますが、今の時点ではどの程度を想定されているかまだ分からないかとは思いますが、今後、県内ですとか県外に向けていろいろと事業を横展開されるのか、米子市からさらに広げていかれるっていうような思いですとか、想定はありますでしょうか。

**○岡田委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 最初は4病院、医大、労災、博愛、医療センターの4病院から始めるんですけども、次のステップとしては市内の医療機関。そもそも病院に通っていらっしゃる皆さんは米子市だけではありませんので、当面の目標は県内を始めていきたいと考えております。

**○岡田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 地域医療に関しましては、いろいろ今後課題が出てくると考えておりますし、先ほど御答弁ありました4病院さん、西部ではかなり大きなところとなりまして地域医療の拠点となると思いますので、ぜひ情報共有とか意見交換、今後もしっかりしていただいて、横展開広げていただけるようお願いいたします。以上です。

**○岡田委員長** そのほかありませんでしょうか。

今城委員。

**○今城委員** サービス概要のところになっていく地域共通デジタル診察券というところで、先ほど御説明をいただいたとおりだと思っておまして、私も実はこれを読ませていただいたら、ベースになるところが鳥取大学医学部のとりりんをベースにしながらまずは4つの医療施設で、そして市内全域で展開していけるようにというふうに進んでいくんだなというふうな認識をしました。

実はとりりん、私も、いや、こんなどうなんかなと思いつつだったんですけども、実際に使ってみると非常に便利で、なるほどなというものが、とても感心したというか、便利だなというふうに思いました。実は米子市役所でも受付ができるっていう、市役所にいても当日受付はこの場でできるんですね。ただし、予約としての受付はできても、実際の本当の受付は予約表をいただいているそのものを担当の窓口に出さないと完全予約にはならないので、例えば朝一番にここに来て、今日は診察が夕方っていうか、午後からあるからと思ってここで予約しますよね、できるんです。できるけれどもその場合に行

かないと結局、予約完了にならないということは、という状況なんです。結局、予約表を窓口に出した時点で初めて。予約された番号はすごく早い番号が取られていても、実際はそこに行って紙出さないとそれは予約に完全にならなくて、後回し、番号的に後回しになったんだよねっていうことがこないだ分かったんです。そうなると、結局、行って初めて使えるのか、これっていうようなシステムになるとすれば、あまり便利と本当に言えるのかなっていうふうに思ったので、これから実装されるっていうところであるとすれば、その辺のあたりがDXを使っただけの今後の展開になっていくということになれば、ここで500メートル以内で、各病院の500メートル以内とかっていうことになるとすれば、ここで予約を朝来てできますよ、予約入れましたよ、何かの形で、例えば写真を撮るとか何かでそれを送ったらもうその時点で予約になってますよというようなことができるのであれば、その診察予約の本当に直前とまでは言わないけれども、本当にある程度の時間、前のところに行って自分の時間が何時ぐらいなんだなっていうことがよく分かるというような形になるほうが、本当はもっと便利になるんじゃないかなっていうふうに思ったんですね。今後の実装だっということになるわけですから、組立てのところできなくないかなっていうこともちょっと考えていただきながら、希望のあるシステムだと私は思っているので、組立てを考えていただければなというふうに思いますので、よろしく願いします。

**○岡田委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** ありがとうございます。おっしゃったようにベースはとりりんりんです。今回の事業の肝といいますのが、地域の課題解決をデジタルで図ろうというものでありますので、病院の滞在時間の短縮、削減、こういったところを狙っております。ですので、今の機能としてはそうかもしれませんが、当然ながら使い勝手が悪いところにつきましては、改善してもっと便利にすると、利便性を高めるところが評価されたと思っておりますので、あと、支払いについてもキャッシュレス決済で会計に行くことなく帰ることができる、そういったことも考えておりますので、いただいた意見は今後の構築の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

**○岡田委員長** そのほか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、以上で総合政策部からの報告を終わります。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後2時36分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長      岡 田 啓 介